平成２３年（フ）第１１２７号
仙台市若林区志波町17番17号　キャピタル志波町302、従前の住所仙台市青葉区宮町４丁目９番７―203号
債務者　大森　和子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠塚　功照
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５７号
山梨県都留市桂町612番地
債務者　関戸　一章
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉内　信崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第９７６号
大阪府岸和田市西之内町12番11号
債務者　イズミプレハブこと　南　　正浩
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１１０８号
広島市東区東蟹屋町５番９―801号
債務者　平山久美子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤いずみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６０号
鹿児島県姶良郡湧水町木場5414番地３
債務者　新吉　一美
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中園　貞宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月26日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第４８３号
北海道亀田郡七飯町字上藤城313番地140
債務者　鈴木　幸生
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
函館地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１８６９号
さいたま市中央区大戸５丁目22番９号
債務者　木野戸カツ
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８７０号
さいたま市中央区大戸５丁目22番９号
債務者　木野戸伸宜
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８９１号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―１―108
債務者　犬持　和也
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８９９号
さいたま市大宮区三橋１丁目1250番地４　エソールメゾン201号
債務者　キトマノフロマン
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９７０号
さいたま市緑区東浦和９丁目９番地１　レオパレス　アミティエ305号、申立時の住所さいたま市緑区太田窪３丁目10番２―210号
債務者　徳永　洋一
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９８１号
埼玉県蕨市錦町５丁目２番16号
債務者　佐久間和昭
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０２８号
埼玉県和光市白子２丁目７番24号　グリーンコーポ202
債務者　藤崎　友子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０３２号
埼玉県戸田市新曽南２丁目７番18号　親和荘105号室
債務者　那須　清子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０３３号
埼玉県加須市栄3477番地14
債務者　小林百合子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０４１号
さいたま市見沼区堀崎町1661番地　砂サンシャインシティー２番505
債務者　須山　澄絵（旧姓早坂・児玉）
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０５３号
埼玉県上尾市泉台１丁目20番地３　エチュード泉台Ａ―102
債務者　野武栄美子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０６３号
さいたま市大宮区堀の内町１丁目345番地２サンライズ101
債務者　戸高由布子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係